告示

○総務省告示第五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定による政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

政党の名称	届出をした政党の代表者であった者の氏名	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	届出年月日
日本のこころ	中野　正志	平成二十九年十月二十二日	平成二十九年十月三十日

○総務省告示第六十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第二項の規定による特定交付金の交付を受けようとする政治団体の届出があったので、同条第六項の規定により読み替えて準用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

(一) 政治団体の名称　日本のこころ（略称　日本）

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一―一一―二八

(三)

氏名	住所	生年月日	選任年月日
代表者　中野　正志	宮城県仙台市泉区南光台東一―二―二六	昭和二十三年二月二十九日	平成二十九年九月二十五日
会計責任者　大矢　中子	東京都千代田区岩本町二―一四―一二	昭和四十七年十一月十二日	平成二十九年九月二十五日
会計責任者の職務代行者　高橋　陽一	埼玉県越谷市千間台西四―二〇―七	昭和二十五年十一月一日	平成二十八年十二月二十五日
会計監査を行うべき者　花輪　智史	東京都世田谷区代沢一―五―一四	昭和四十一年七月二十四日	平成二十八年八月一日

(四) 支部の数　二二　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二二

(五) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十六年八月一日

(六) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十六年八月一日

(七) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十九年一月十三日

(八) (一)　政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日　平成二十九年十月二十二日

○総務省告示第六十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により読み替えて準用される同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

政治団体の名称	特定交付金の額
日本のこころ	四一、〇九二、三二四円

○総務省告示第六十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十九年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

政党の名称	平成二十九年分として交付すべき政党交付金の額
希望の党	五〇三、四八五、〇〇〇円
公明党	三、一〇四、五三八、〇〇〇円
社会民主党	三九二、八二二、〇〇〇円
自由党	三七七、一三一、〇〇〇円
日本維新の会	一七、六〇二、九六八、〇〇〇円
民進党	一、〇五九、六六五、〇〇〇円
立憲民主党	七、八八五、〇六六、〇〇〇円
	四三七、〇九三、〇〇〇円

○総務省告示第六十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十九年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

1　政党交付金の交付額

政党交付金の総額　31,732,591,500円

2　各政党に対して交付した政党交付金の額

(1)　希望の党

交付した月日　12月20日	503,485,000円
小計	503,485,000円
交付決定額	(503,485,000円)

(2)　公明党

交付した月日　4月20日	783,842,250円
7月20日	783,842,250円
10月20日	783,842,250円
12月20日	753,011,250円
小計	3,104,538,000円
交付決定額	(3,104,538,000円)

(3)　社会民主党

交付した月日　4月20日	98,842,000円
7月20日	98,842,000円
10月20日	98,842,000円
12月20日	96,296,000円
小計	392,822,000円
交付決定額	(392,822,000円)